平成２７年（フ）第１２５号
千葉市稲毛区山王町８番地12　ダイアナハイツ101号
債務者　磯部　信康
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目３番８棟201号
債務者　加瀬　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５２号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区12棟102号
債務者　小林　孝一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目11番11号　鈴木貸家１号
債務者　鬼頭　直人
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８３号
千葉県船橋市本町６丁目４番27―603号
債務者　藤木真由美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９６号
千葉市緑区おゆみ野４丁目29番地１　サニーサイド鎌取204号、申立時の住所千葉県市原市ちはら台南６丁目18番地５
債務者　奥野　由子（旧姓竪谷）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１６号
千葉市若葉区小倉台２丁目14番４棟２号
債務者　岸本　廣尋
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２６号
千葉県市川市妙典６丁目６番９―202号　メゾン・クレール
債務者　高橋　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７７号
愛知県清須市清洲１丁目８番地７　ポートダグラス201
債務者　山口　秀信
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７８号
愛知県清須市清洲１丁目８番地７　ポートダグラス201
債務者　山口　由香
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０４号
愛知県小牧市安田町170番地　グリーンパークＡ棟１号
債務者　免取　秋彦
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８６号
福岡県宗像市くりえいと１丁目１番６－８号
債務者　松岡恵津子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９４号
福岡市南区柳瀬１丁目19番29号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９５号
福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原２丁目６番34号　ライフコミュニティＡ、前住所福岡市博多区諸岡４丁目５番２―401号
債務者　布江優太郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９９号
福岡市博多区板付７丁目８番54号
債務者　安武　功雄
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１４号
福岡市西区姪の浜６丁目１番７―106号
債務者　斎藤　浩二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５７号
福岡市城南区七隈４丁目15番25号
債務者　東　　勝美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６１号
福岡市西区横浜２丁目５番２―406号
債務者　玉置　純子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部